

上北山村立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

上北山村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	・・・ 1
2. 目標	・・・ 2
3. 計画の期間	・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローについて	・・・ 4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本村教育委員会では、「第四次総合計画」及び「上北山村教育大綱」で、「特色ある園・学校教育の推進」を掲げ、子どもの発育・発達の連続性をより重視した一貫教育、学術及び歴史文化の振興を推進している。

この目標を実現するためには、教職員が児童生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばす教育活動に専念できる環境を整えることが重要であり、その基盤となるのが「学校における働き方改革」である。教師が「学びの専門職」として、授業改善や児童生徒理解に集中できる時間的・精神的ゆとりを確保することは、教育の質の向上と子どもたちの健全な成長を支えるうえで欠かせない。

したがって、単に時間外在校等時間の縮減を目的とするものではなく、教育活動の質の維持向上を図るための教育改革の一環として位置づけるものである。とりわけ、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、業務の性質や責任の所在を整理し、学校、教育委員会、首長部局、関係機関及び地域・保護者がそれぞれの役割を明確にしたうえで、連携・協働体制の構築を進める。

本計画は、教員の業務の精選・効率化、校務デジタル化及び地域との協働を推進することにより、教師が「教師でなければできない業務」に注力できる環境を確保し、児童生徒が確かな学力と豊かな心、すこやかな体を育む教育を一層充実させることを目的とするものである。すなわち、「学校における働き方改革」は、本村が目指す「子どもたちが共に学び合い、共に育ち合う教育」を実現するために必要不可欠な取組であり、業務の適正化と教職員の健康確保を通じて、持続可能で質の高い学校教育の実現を図るものである。本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、上北山村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

(2) 上北山村の現状

- 「学校の働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」を受け、令和元年度より教職員の時間外在校等時間の把握に取り組み始めた。本村では令和6年12月「職員の勤務時間に関する規則」において時間外勤務の上限が定められ、教職員においても時間外在校等時間の管理及びその時間の減縮に取り組んできた。
- こうした取組みの結果、本村における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月30時間以下	月30時間超 45時間以下	月45時間超 80時間以下	月80時間超
前期課程	12.5%	50.0%	25.0%	12.5%
後期課程	62.5%	12.5%	25.0%	0.0%
全体	37.5%	31.3%	25.0%	6.3%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が全体の約31%であり、一部の教員に対する負担感が大きくなっている。
- 山間へき地ということか教職員の入れ替わりが激しく、若い教員が多く、在籍経験の長い教員に相談するなど在校業務が長くなる。その代わり、持ち帰り業務は少ない。
- 教科指導においては前期においては多くの教材研究が必要であり、後期課程においては1教科1名ということで経験の少ない教員にとってはすべての学年教材研究やテストづくりなど負担は大きくなっている。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等勤務時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

- ・教職員のウェルビーイングの向上により、教職員が自信や誇り、精神的ゆとりを持って、子どもに向き合うことができるようにすることで、教育の質の向上を図る。
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

○登下校の通学路における日常的な見守り活動等

- ・全児童生徒はスクールバスで登下校する。自宅から1分以内の安全な場所で乗降し、door-to-doorを目指す。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、月2回程度行われている駐在所の巡視に委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わない。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された指導生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員を中心に実施する。

○校内清掃・環境整備

- ・児童生徒の清掃指導は、児童生徒のみにならないよう、回数・範囲の合理化等を促進する。また、環境整備については、業務支援員の配置により教員の負担軽減を図る。

③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○授業準備・学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能やデジタル教科書等のデジタル教材を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携し・協働した支援体制の構築

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授

業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内の設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、課題の作成や指導要録に関わる事務作業などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を100%に近づける。」

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・長期休業中の期間に10日間程度（土日を含む）の閉校期間の設定を行う。
- ・令和8年度中に、定時退校日を月1回以上設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、教職員の在校時間の状況を毎月教育委員会が確認・把握し、毎年度村のHPで公表する。また、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 教員の年齢構成のバランスを、初回異動者に対しては同等の経験者、「へき地公募制」の拡大による調整を強く要望していく。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、ストレスチェックについては、公立学校共済組合のストレスチェック事業に参加するよう教育委員会が段取りする。
- 教育委員会においては、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている教職員に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する支援・指導を実施する。
- これまで育児休業や病気休暇取得者の代替えとしての臨時的任用教員や非常勤講師の確保については、県教育委員会でも困難な状況になっている。このような状況を踏まえ、本教育委員会においてもペーパーティーチャーの発掘など県教

育委員会と連携して取り組んでいく。

○学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実するなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本村における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。